

令和3年安曇野市議会 3月定例会 追加提案説明書

## 目次

報告第 2 号 .....	1
報告第 3 号 .....	2
報告第 4 号 .....	3
議案第 46 号 .....	4
議案第 47 号 .....	5
議案第 48 号 .....	8
議案第 49 号 .....	9
議案第 50 号 .....	10

## 報告第 2 号 地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

本日提出、市長名でございます。

別紙をお願いいたします。

### 専決処分書

安曇野市豊科 5230 1 先(新田神社北)における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 27 日付け、市長名です。

#### 1. 和解及び損害賠償の相手方

市内在住者

#### 2. 事故の概要

令和 2 年 12 月 17 日、豊科新田神社北側県道を堀金方面から市役所に戻る途中、前日の降雪の影響で路面が凍結しており、損害賠償請求者の運転する車両が停車する意思は判断できたが、車間距離が短くスリップして損害賠償請求者の車両後部に追突した。これにより軽トラック荷台のあおりヒンジ部を損傷した。

#### 3. 和解及び損害賠償の内容

本事故の原因は、運転者の前方不注視の過失であるため、運転者の過失割合 100% になり 33,751 円を損害賠償金として支払う。

なお、本件和解に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

以上でございます。

## 報告第 3 号 地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

本日提出、市長名でございます。

別紙をお願いいたします。

### 専決処分書

安曇野市豊科田沢 6759 番 1(犀川白鳥湖進入路)における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 1 日付け、市長名です。

#### 1. 和解及び損害賠償の相手方

市内在住者

#### 2. 事故の概要

令和 3 年 1 月 11 日、損害賠償請求者の運転する車両が安曇野市の管理する通路(犀川白鳥湖進入路)を通過した際、路面上の穴ぼこに右フロントタイヤを落とし、盛り上がった路肩部に右フロントスポイラーが接触、損傷した。

#### 3. 和解及び損害賠償の内容

本事故の原因は、安曇野市の管理する施設の瑕疵によるものであるが、運転者の前方不注視の過失もあるため、運転者の過失 50%を相殺した 44,567 円を損害賠償金として支払う。

なお、本件和解に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

以上でございます。

## 報告第 4 号 地方自治法第 180 条の規定による専決処分 の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

本日提出、市長名でございます。

別紙をお願いいたします。

### 専決処分書

安曇野市明科七貴 8410 番地先の市道明科 1110 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 2 月 19 日付けです。

#### 1. 和解の相手方

市外の事業者であります。

#### 2. 事故の概要

令和 2 年 12 月 23 日、損害賠償請求者の会社の従業員が運転する軽貨物自動車が、市道の横断側溝の上を前輪が通過した際、グレーチングが跳ね上がり、トランスミッションが破損したものである。

#### 3. 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の安全管理不備によるため安曇野市の過失を 100% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の和解金として 135,289 円を賠償するものとする。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認した。

以上でございます。

## 議案第 46 号

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例」について、ご説明いたします。

本改正案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、関係条例中の、新型コロナウイルス感染症に係る条文において引用する、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 が削除されたことから、当該条文の引用を新たに定義するものです。

改正の概要でございますが、

第 1 条は、安曇野市国民健康保険条例の傷病手当金に係る一部改正であります。条例第 8 条の 2 第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 条)附則第 1 条の 2 に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))」を加えるもの。

第 2 条は、安曇野市国民健康保険税条例の減免の特例に係る一部改正であります。附則第 22 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 条)附則第 1 条の 2 に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。))」を加えるもの。

第 3 条は、安曇野市介護保険条例の減免の特例に係る一部改正であります。附則第 7 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 条)附則第 1 条の 2 に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。))」を加えるものでございます。

附則 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の規定は、令和 3 年 2 月 13 日から適用する。

本日提出 市長名であります。

## 議案第 47 号

令和 3 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明します。

### （補正予算の要旨）

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急支援策として、速やかに実施が必要である事業に対し、追加予算を計上するものであります。

なお、本補正の事業実施に必要な一般財源ですが、国の補助金である「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用する方針ではおりますが、交付決定が年度末を予定しているため、今回は「財政調整基金」を財源とし、交付決定後、しかるべき時期に財源振替による補正をお願いすることとなりますので、ご承知おきください。

それでは議案書によりご説明いたします。

### （提出議案の説明）

令和 3 年度 安曇野市の一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 6,900 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 413 億 6,900 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（ 款及び項の金額や、増減要素につきましては、後ほど 2 ページからの第 1 表に沿ってご説明いたします。 ）

本日提出 市長名であります。

[説明事項]

それでは、2ページをお願いします。予算額の増減につきまして内容を第1表 歳入歳出予算補正でご説明いたします。

事項別明細書は予算説明書の10ページからであります。

それでは、まず歳入であります。

14款 使用料及び手数料 2項 手数料は、2,916万円の減額であります。

コロナウイルス感染症対策のため、もえるごみ専用指定袋の市民配布による可燃ごみ処理手数料の減であります。

15款 国庫支出金 2項 国庫補助金は、96万2千円の増額であります。

高齢者等へのPCR検査等の費用を扶助するための「疾病予防対策事業費等補助金」の増であります。

19款 繰入金 2項 基金繰入金は、2億9,719万8千円の増額であります。

財源調整による「財政調整基金繰入金」の増であります。

以上が歳入の概要であります。

つづきまして、3ページをお願いします。歳出についてご説明します。

事項別明細書は予算説明書の12ページからであります。

2款 総務費 1項 総務管理費は、86万9千円の増額であります。

支所来庁者の体温を測定する非接触式検知機の設置による「穂高支所費」(20万9千円)、「三郷支所費」(10万5千円)、「堀金支所費」(20万9千円)、「明科支所費」(10万5千円)の増や移住希望者のサポート強化のため、オンライン移住セミナーやオンライン相談会を定期開催するために、パソコンなどのICT機器の導入経費として、「企画総務費」(24万1千円)の増であります。

(事項別明細書は予算説明書の14ページからとなります。)

4款 衛生費 は、1,519万4千円の増額であります。

1項 保健衛生費で、192万5千円の増額であります。

65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方が、本人の希望によりPCR検査等を行う費用の一部扶助による「保健衛生総務費」の増であります。

2項 清掃費で、1,326万9千円の増額であります。

新型コロナウイルス感染症対策のため、もえるごみ専用指定袋を全市民に配布することによる「清掃費」(1,326万9千円)の増額であります。

(事項別明細書は予算説明書の16ページからとなります。)

6款 農林水産業費 1項 農業費は、840万円の増額であります。

教育旅行で農家民宿を利用する学校やワクチン未接種の受入農家に対するPCR検査費用の計上による「農村都市交流促進事業」の増であります。

(事項別明細書は予算説明書の18ページからとなります。)

7款 商工費 1項 商工費は、2億3,650万円の増額であります。

制度資金保証料補給金による「市制度資金貸付事業」(5,800万円)の増や飲食店等応援給付金による「新型コロナウイルス感染症対策事業」(1億4,100万円)の増額、また、年末からのGotoトラベルの休止を受け、観光客の減少による売り上げ減少や旅館を余儀なくされた宿泊施設等の支援給付金による「新型コロナウイルス感染症対策宿泊施設関連支援事業」(3,750万円)の増額であります。

(事項別明細書は予算説明書の20ページからとなります。)

10款 教育費 5項 社会教育費は、803万7千円の増額であります。

「新しい生活様式」に対応したオンライン生涯学習講座を提供するために、タブレットなどのICT機器の導入経費による「中央公民館事業費」(146万円)の増や、市内公共図書館5館に1台ずつ図書除菌機を設置する経費による「図書館費」(657万7千円)の増額であります。

以上が歳出の概要であります。

説明は以上であります。

## 議案第 48 号 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

### 1 施設の名称

安曇野市豊科安曇野の里自然活用村 プラザ安曇野 1 階西

### 2 指定管理者の住所及び名称

長野県松本市大字内田 3405 番地口号

株式会社 薬師平リゾート 代表取締役 山村 和永（カズナガ）

### 3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

本日提出、市長名です。

当該施設については、公募による募集をしてきましたが、候補者としての選定にいたらず、再募集の結果、候補者が選定されたことから、当該候補者を指定管理者とすることが、施設の運営、市民サービスの提供に取ってより良いものと判断しました。

当該事業者は、温泉旅館を営み、道の駅小坂田公園で物販・飲食事業を行った実績もあります。

プラザ安曇野の活用においては、野菜やワインその他加工食品等地域の魅力ある商品の販売、地域の食材を生かしたピザやイタリアンの提供等、施設をフル活用していただける見込みとなっていることから、株式会社 薬師平リゾートを指定管理者として指定するものです。

## 議案第 49 号 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

### 1 施設の名称

安曇野市三郷やすらぎ空間施設

### 2 指定管理者の住所及び名称

長野県松本市大字島立 454 番地 1

株式会社 かまくらや 代表取締役 田中 浩二（コウジ）

### 3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

本日提出、市長名です。

当該施設について、前回、公募による募集をしましたが、応募が無かったため、飲食の提供にこだわらない施設利用の提案も可能とする募集要項とし、再募集した結果、候補者が選定されたことから、当該候補者を指定管理者とすることが、施設の運営、市民サービスの提供に取ってより良いものと判断しました。

当該事業者は、市内において大規模なそば栽培を行い、遊休農地、荒廃農地の解消にも寄与しているほか、直営そば店も開設しています。

やすらぎ空間施設の活用においては、体験農場を活用した農業体験を中心とし、地域住民と都市住民の交流を図るほか、障がい者就労支援事業における障がい者の作業場として利用も行う計画で、農福連携を実現するものとなっています。

また、そば打ち教室、郷土の料理・漬物教室、地元農産物によるお菓子づくり教室の開設等幅広い活用を行う見込みとなっていることから、株式会社 かまくらや を指定管理者として指定するものです。

以上です。

議案第 50 号

令和 2 年度 農業用施設災害復旧事業 豊科光地区犀川堰堤復旧工事 請負契約について、ご説明いたします。

令和 3 年 2 月 22 日、指名競争入札に付した、令和 2 年度 農業用施設災害復旧事業 豊科光地区 犀川堰堤復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 令和 2 年度 農業用施設災害復旧事業<br>豊科光地区 犀川堰堤復旧工事   |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 3 契約金額   | 2 4 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円   |
| 4 契約の相手方 | <small>ひろおかかたいし</small><br>長野県塩尻市広丘堅石 2 1 4 6 - 1 5<br>株式会社シーテック 松本支店<br>支店長 <small>やだ ひさし</small> 矢田 寿 |

本日提出 市長名です。